第

1778

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 4月 5日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 4 転勤の引越費用

**Q**:私は東京本社に勤務していましたが、 この度、札幌支店に転勤になりました。

ところで、会社から、転勤に当たっての引 越費用が支給されるのですが、この金額にも 所得税がかかるのでしょうか。

A:通常必要と認められる範囲内であれば、 所得税は課税されません。

## 【解説】

給与所得者が、転任に伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために支給される金品で、その旅行に通常必要であると認められる範囲内のものは、所得税の課税対象となりません。

所得税の課税対象とならないのは、旅行を した者に会社等から旅行に必要な運賃、宿泊 費、移転料等の支出に充てるものとして支給 される金品のうち、旅行の目的、目的地、行 路、期間の長短、宿泊の要否等から判断して、 その旅行に通常必要とされる費用の支出に充 てたと認められる範囲内の金品に限られます。

したがって、その旅行に通常必要であると 認められる金額を超えて支給される部分の金 額や旅行の実態の有無にかかわらず支給され る金品、一部の職員のみを優遇するような場 合には、給与等として課税されることになり ます。

ご質問の場合、その引越費用が相当と認め られる範囲内であれば、所得税は課税されま せん。







